

「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」よくある質問一覧

令和7年3月10日公表

目次

(1) 補助事業実施期間・補助対象者について	2
(2) 補助事業の要件について	4
(3) 補助対象経費・二重受給について	6
(4) 申請手続き・提出書類・審査について	10
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる 投資補助）について	10
(6) 交付申請～補助金の支払いについて	12

No.	質問	回答	更新・追記日
(1) 補助事業実施期間・補助対象者について			
1	補助事業期間とは、補助金の公募に申請し、審査の上交付が決定した日より、令和9年12月末までに申請事業(例えば工場の新設)を終えるということでよろしいでしょうか。	事業実施期間について、一般枠は交付決定日から最長で令和9年12月末まで、納品、検収、支払等の事業上必要な手続きが上記期間内で完了している必要があります。	
2	補助事業の完了は「納品、検収、支払等の事業上必要な手続きがすべて完了している状態を指す」とありますが、工場を新設する場合、令和9年12月までに生産設備が整って工場が稼働している必要がありますか。	令和9年12月末までに納品、検収、支払等の事業上必要な手続きがすべて完了している状態であれば、「補助事業が完了」していることとなりますので、工場が稼働している必要はありません。	
3	工事着手の期限はありますか。	工事着手の期限については制限を設けておりません。ただし令和9年12月までに工事、納品、検収、支払等の事業上必要な手続きがすべて完了している必要があります。 また、工事着手をしない期間の実施内容についても、実現可能性の観点で審査対象となります。	
4	補助事業期間について、工期が延びて令和9年12月末までに完了できなかった場合どうなりますか。	原則、補助事業期間内に補助事業が完了しなかった場合は、採択自体が取り消しとなります。ただし天災等の申請者の責めに帰さない場合、事故等報告を事務局に届け出たうえで、補助事業期間内に承認を得た場合に限り、事故繰越による期間の延長が認められることがあります。詳細は繰越しガイドブックをご確認ください。 https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook2.pdf	
5	単独では従業員数2,000名以下、連結子会社（海外法人）を含めると2,000名を超える企業は補助対象となりますか。	企業単体で2,000人以下が要件となりますので、補助対象となります。	
6	補助対象者の要件に、上場・非上場、資本金は関係ありますか。	本事業では、上場・非上場、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としています。	
7	親会社が海外企業の場合であっても、国内企業と同じく従業員数2000人以下であれば中堅企業と判断され、「みなし中堅企業」として対象となるという理解で合っているでしょうか。	親会社が海外企業でも子会社が国内企業(本社が日本国内)であれば対象になります。	
8	みなし大企業の判定についての質問です。 大企業に該当するA社が弊社の株を50%以上保有しており、弊社はみなし大企業に該当しますが、今後保有率が50%未満に下回り、本補助金事業のみなし大企業に該当しなくなる予定です。ただし公募開始日時点においてはみなし大企業ですが、公募への申請は可能でしょうか。	補助事業対象者の要件は、本事業の公募申請時点において満たしている必要があります。したがって、公募申請時点でみなし大企業となる場合には、公募への申請はできません。	
9	みなし大企業の判定についての質問です。下記状況の場合、補助対象者となりますでしょうか。 ・ A社（親会社：純粋持株会社） 資本金816億 従業員 単独147名 連結33,482名 ・ B社（A社の完全子会社） 資本金8億 従業員400名 A社の発行済株式保有率100% ・ 弊社（孫会社＝B社の子会社） 資本金5千万円 従業員350名 B社の株式保有率約70%	A社は大企業ではない（従業員数2,000人以下）ため、B社はみなし大企業ではありません。 したがって本ケースにおいて、質問者はみなし大企業には該当しません。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(1) 補助事業実施期間・補助対象者について			
10	商工会議所は「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化の大規模成長投資補助金」の対象に入るでしょうか。	商工会議所も本補助事業の対象になり得ます。 なお、収益事業を行い、その内容が本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現すること」に合致するものである必要があります。	
11	医療法人は本事業の対象になりますか。	医療法人（社会医療法人を除く。）は制度上、収益業務を行うことができないため、本事業の趣旨に外れるという観点から対象外とさせていただきます。	
12	補助事業期間中に従業員数が2,000人を超えた場合は、補助対象外になりますか。	公募申請時点に補助対象者要件を満たしていれば、補助期間中に従業員数が2,000人を超えて問題ございません。	
13	以下は「常時使用する従業員」に含まれますか? 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者ではあるが、当初所定の期間を超えて継続雇用となつている者。	常時使用する従業員とは、予め解雇の予告を必要とする者となりますので、当初所定の期間を超えて継続雇用となっている場合でも、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者は算定に含めません。	
14	「常時使用する従業員」に派遣社員、契約社員は含まれますでしょうか。	派遣社員、契約社員は常時使用する従業員には含めません。	
15	「常時使用する従業員」に実習生、特定技能実習生は含まれますでしょうか。	雇用形態が正社員（臨時・短期でなく、事業者から直接給与を支払われている）である場合は、常時使用する従業員に含めます。	
16	1次/2次公募と同一の小分類ですが、事業目的・内容は異なるので、申請可能ですか？	1次公募または2次公募にて採択された補助事業と、3次公募での申請対象事業が、日本標準産業分類において同一の小分類に事業区分される場合、補助金交付候補者として不採択又は交付決定の取消となります。また、仮に本事業に補助金交付候補者として採択された場合であっても、重複案件であると判明した場合には、採択取消となります。	
17	1次/2次公募と3次公募の事業はいずれも、「その他」の小分類に区分されるのですが、事業内容は異なります。どのように両者の違いを説明すればよいでしょうか	様式2に小分類を記載した上で、定性記述欄に、事業内容の詳細と、1次または2次公募と3次公募とで事業内容が異なる点を明記してください。	
18	1次/2次公募と、従事する従業員は異なりますが、同一の役員が管掌しています。役員が少ないため、もしくは役員の管掌事業のバランス上、他の役員による管掌が難しい状況ですが、この場合は採択取り消しとなるのでしょうか	従業員・役員に重複が生じる場合には、採択を取り消しといたしますので、採用等の活動により重複が生じないよう計画策定をお願いします。	
19	1次/2次公募と、従事する従業員に一部重複があります。当該従業員のスキルセット上、重複が必須ですが、この場合は採択取り消しとなるのでしょうか	1次公募または2次公募にて採択された補助事業と、3次公募での申請対象事業で、対象の役員及び従業員が重複する場合、採択を取り消しといたしますので、採用等の活動により重複が生じないよう計画策定をお願いします。	
20	3次公募で実施予定の都道府県が複数あり、うち1つの県が1次/2次公募での実施場所です。この場合、1/2次公募とは異なる場所でも事業を実施しているため、採択取り消しとはなりませんか？	1次公募または2次公募にて採択された補助事業と、3次公募での申請対象事業を、同一の都道府県で実施する場合、採択を取り消しといたしますので、異なる都道府県での事業実施を検討ください。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
1	年度跨ぎとなる事業も令和9年12月末までに事業完了すれば補助対象となると考えて宜しいでしょうか。補助対象となる場合、年度毎に年度出来高の支払いをもって、補助対象額が確定するものと考えて宜しいでしょうか。	令和9年12月末までに事業完了している場合は、補助対象となります。 年度ごとに予算編成をするため、原則、各事業年度の支出計画をもとに、補助金のお支払いをさせていただきます。 補助事業の執行が早まる、または遅延するなど、支出計画と乖離があった場合、予算の範囲内において対応する可能性もありますが、その対応を保証するものではない点についてご了承ください。	
2	補助事業の内容に制限はありますか。	補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を中心とする事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。	
3	採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。	採択される前に着手している事業でも補助対象になり得ますが、交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となりますので、ご注意ください。	
4	「補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象になる」とありますが、目的・内容はどのような基準で判断するのでしょうか。	補助事業により、省力化及び労働生産性の抜本的な向上が図られ、人手不足の状況が改善される取組となっているか、地方における持続的な賃上げにつながるかを審査で判断します。 例えば、生産工程の増強によって供給能力が上がっても、作ったものを効率的に卸していくことができなければ売り上げの拡大につながらないので物流機能についても増強を行い、自社内のバリューチェーン全体を強化するというのは、補助事業の内容に一体性があると言えると考えられます。	
5	採択後、設計等見直しによって設備投資総額が減少し、設備投資額が10億円以下となった場合も補助金が交付されますか。	設備投資額の補助要件を満たさなくなるため、補助対象経費が10億円を下回った場合には、交付決定は出来ません（交付決定後であれば、交付取消となります）。	
6	役員数の基準がありますが、役員総数とは、取締役の総数でしょうか。	取締役、会計参与の総数となります。 会社法上の役員には執行役員は含まれないため、執行役員は従業員扱いになります。	
7	賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、公募申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていかなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。	補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。 年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の1人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象なりません。 ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（3事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
8	新規で設立した会社のため、決算がありません。本事業を実施する場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	本補助金の公募の申請時において、確定した決算がない場合、基準年度は補助事業の完了した日の属する事業年度の翌事業年度とすることができます。	
9	既存の会社で会社全体の決算はありますが、新規事業が補助事業となる場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業に関わる従業員及び役員の判定は、原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。 ただし、基準年度の補助事業 1人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合や、補助事業の効果を会社全体の賃上げにつなげる場合等は、補助事業に関わる従業員数の代わりに事業者全体の従業員数及び事業者全体の従業員 1人当たり給与支給総額を用いることができます。	
10	事業終了後の賃上げの伸び率の計算に際して、その事業所の補助事業とは関係のないプラントと本補助事業を一体的に管理している者（所長など）は計算対象に含めますか。	補助事業に関わる従業員及び役員の判定は、原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。ただし、判定が困難である場合は事業部門を超える範囲（例えば、事業者全体）とすることも可能です。したがって、事業所の補助事業とは関係のないプラントと本補助事業を一体的に管理している者（所長など）は計算対象に含めて頂いて構いません。	
11	昇給・減給等の給与変動がある場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	昇給・減給等の給与変動がある従業員も、賃上げ算定対象となります。予め成長投資計画にて算定をお願いします。	
12	補助事業期間中に新規・中途採用した場合は、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業1人当たり給与支給総額の算定にあたり含める補助事業に変わらる従業員は、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において全月分(12か月)の給与等の支給を受けた従業員とします。 よって、中途入社した従業員の給与支給額は入社の翌事業年度以降から、給与支給総額と、人数に含めて計算をお願いします。	
13	補助事業に関わる従業員が事業期間中に退職した場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業1人当たり給与支給総額の算定にあたり含める補助事業に変わらる従業員は、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において全月分(12か月)の給与等の支給を受けた従業員とします（基準年度も同様）。 よって、補助事業に関わる従業員が事業期間中に退職した場合は、当該事業年度以降の算定対象外とし、前事業年度までが報告対象となります。	
14	補助事業前と、事業後に従業員数の変動が見込まれる場合、成長率(賃上げ)の判断はどのような形になるのでしょうか。 事業前の総人件費と事業後の総人件費の増加率か、総人件費の人数割りでの1人当たりの増加率での判断のどちらになりますでしょうか。	総人件費の人数割りでの1人当たりの増加率での判断となります。 下記、計算式の原則に則り、入退職を加味した上で、総体的な賃上げの計画をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の1人当たり給与支給総額 = 対象の給与支給総額 / 対象の従業員総数 ・補助事業 1人当たり給与支給総額の年平均上昇率 = { (最終年度の1人当たり給与支給総額 / 基準年度の1人当たり給与支給総額) ^ (1/3) } - 1 	
15	派遣社員と技能実習生は賃上げ対象の従業員数に含まれるのでしょうか。	・派遣社員は、派遣元から給与を支払われるため、賃上げの対象に含めません。	
16	補助事業に関わる従業員のうち、パート社員や、嘱託社員等は賃上げ対象の従業員数に含まれるのでしょうか。	基準年度及びその算定対象となる各事業年度において、全月分の給与等の支給を受けた従業員となりますので、パート社員や、嘱託社員等も含めていただく必要があります。 また、当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。 パートタイム従業員については、正社員の就業時間に換算して人数を算出してください。 詳細に関しては「様式2_成長投資計画書別紙」、シート2枚目の<補足・留意事項>内にある、<就業時間換算パートタイム従業員数の考え方>をご確認ください。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
17	賃上げ要件として、賃上げ目標を従業員等に表明するとありますか、方法について教えてください。	具体的な賃上げの表明方法についての指定はございませんが、交付申請時に「賃金引上げ計画の表明確認書」をご提出いただく予定です。当該申請様式では、実施した表明方法の記載や代表従業員等の捺印が求める予定のため、あらかじめご留意ください。 詳細については採択事業者宛てに別途「補助事業の手引き」でご案内します。	
18	給与支給総額として、公募要領には「給料、役員報酬、賞与、各種手当（残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族（扶養）手当、住宅手当）等」とありますが、以下の経費は含まれるのでしょうか。 福利厚生費、賞与引当金、通勤費	給与所得として課税取得にならない経費は、給与支給総額に含まれません。よって、福利厚生費、賞与引当金、通勤費は給与総支給額に含まれません。	
19	物流センター建設に係る補助事業の場合、当該センターに入りする自社ドライバーについても賃上げの対象となるのでしょうか。	当該ドライバーが、「貴社が雇用している常時使用する従業員」である場合には、賃上げ対象となります。	
20	補助率1/4を選択した場合、1/3を選択した場合と比べて審査基準が変わるのでしょうか	補助率によって審査基準が変わることはありません。 全事業者に対して同一の審査基準で審査を行ったのち、補助率1/4を選択した事業者の中から、本来の採択基準に満たない場合においても追加的な採択を行う可能性があります。	
(3) 補助対象経費・二重受給について			
1	処分制限期間の年数を教えてもらえますか。	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」で定めている期間となります。対象の財産がどれに該当するかご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/seigenkikan.pdf	
2	非製造業（サービス業等）において例えば以下のような投資は、労働生産性の向上に寄与し補助対象事業になり得ますか。 ※ホテル、レストラン、レジャー施設等の増築・改築（増築・リニューアルにより高付加価値化して客単価を上げ売上増、労働生産性向上に寄与）	ホテル・レストラン・レジャー施設等の増築・改築は、補助対象となり得ます。本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現すること」に合致する内容で申請してください。	
3	貸倉庫業（補助金を受け倉庫を新築し、その倉庫を賃貸をする予定）ですがその建物でも補助金の対象になりますか。	本事業の目的に沿ったものであり、専ら補助事業に使用するものであれば補助対象となります。 よって、貸倉庫業が倉庫を建設するのは補助対象となり得ます。 ※不動産業が賃貸用のビルを建てることも補助対象としています。	
4	中古の居抜き工場を来年4月に買おうとしております。現状仮契約の状態で物件をおさえておくため手付金だけ先方に預けております。来年3月～4月に名義変更後、全額納付する予定のスキームは本補助金の対象になりますか。	本補助事業では、事前着手は認められません。不動産の売買契約等の契約日が補助金の交付決定後の補助事業期間であれば対象になります。既に契約を結んでいる場合（不動産売買契約等に基づき手付金を支払っている場合など）は、本補助金の対象外となります。	
5	入札により選定した事業者に内定を伝達するために、契約より前に「業務依頼書」を提出することは発注に該当しますか。	見積依頼を前提とした依頼書である場合、事前着手には該当せず補助対象になります。 ただし、発注を目的とした依頼書である場合、事前着手となり補助対象外となります。	
6	本社、研究棟、インキュベーション施設、福利厚生施設等の建設は補助対象となりますか。	本事業の目的に沿っているものであれば補助対象となりますが、事業規模拡大による成長と賃上げに貢献しない投資は対象外となります。	
7	補助対象経費の支払いについて、「クレジットカード払い」は対象になりますか。	クレジットカード払いは原則認めません。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
8	建物費における「構築物」とは具体的にどのようなものがありますか。	<p>塀・門扉、舗装設備、防油堤、砂利道、放射線発生装置の遮へい壁等が該当します。</p> <p>参照：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</p> <p>当該経費の分類に関する詳細については、税理士等にご確認ください。</p>	
9	建物の耐震工事を検討中ですが、耐震工事は補助対象となりますか。	建物の改修に要する経費に該当するため、補助対象になることがあります。ただし、審査において「補助事業として費用対効果が高いか（補助金の交付額に対する付加価値の増加額等）」が審査基準となりますため、申請においてはこの点も加味してご検討くださいますようお願い致します。	
10	建物費は入札・相見積もりが必須となっておりますが、相見積もりの取得に時間を要する等で、交付申請までに相見積もりの取得が難しい場合は、どうすればよいですか。	<p>相見積もりを依頼した建設企業等から、見積もり取得が困難である場合は、依頼企業から「見積もりを提出することが困難である理由について記した書類」を受領し、見積書の代わりとして提出いただくことも可能です。</p> <p>なお当該書類には、見積もりを提出することが困難である理由が明記されてある必要があります。</p> <p>（詳細な手続きについては、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途案内いたします。）</p>	
11	3社以上からの相見積もり取得における「同一条件」とは、対象が機械装置の場合、同一メーカー・同一型番の機種を指すのでしょうか。 あるいは、異なる複数メーカーが製造する、同等の性能を有する機種を指すのでしょうか。	<p>同一仕様の機能や製品の相見積の取得をお願いします。</p> <p>可能な範囲において相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定ください。原則として3社以上の同一条件による相見積もりを取ることが必要です。</p> <p>相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を整備ください。市場価格と乖離している場合は認められません。</p> <p>見積書等必要書類、詳細な手続きについては、採択者宛てに補助事業の手引きをご案内します。</p>	
12	既に根抵当権が設定されている土地に建物を増建設・改築・付属建物の新築する場合、補助対象となりますか。	<p>建物の建設予定地に根抵当権が設定され「追加担保差入条項」が設定されている場合には、補助事業により新築、改修等を行う建物に対して新たに根抵当権が設定されることとなり、補助事業として遵守していただくべき事項に違反が生じます。そのため、補助事業の遂行に当たっては、権利者である金融機関等により建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての同意を得る必要があります。</p> <p>その上で、交付申請時・実績報告時に建設した施設等の財産に対する追加担保差入条項が定められていないことについての確認書の提出いただく必要があります。</p> <p>（詳細な手続きについては、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途案内いたします。）</p>	

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
13	補助対象物が工場抵当に入ることは問題ないでしょうか。	<p>原則として、補助対象物が根抵当に入ることは、本補助金では認められません。</p> <p>今回の補助対象物が、根抵当権の範囲に及ぶか（実質的な抵当権の追加となるか）は金融機関へご確認ください。実質的な抵当権の追加にあたるものは、補助対象外です。</p> <p>工場抵当の場合、土地、建物、機械を工場財団として一体で設定します。目録の変更でも、実質的な抵当権の追加をする場合は、補助対象外となります。実質的な抵当権の追加がなければ補助対象となります。</p>	
14	工場集約で新工場の計画に対して、既存設備の移設費用は、外注費に入れる事は可能でしょうか。	既存設備は自社の保有物（補助対象外）の単なる運搬になるため、補助対象外となります。	
15	自社で製造した機械装置の制作にかかる部品等の購入費用は、補助対象経費になるでしょうか。	<p>自社内製については、公募要領に記載の「事業にかかる自社の人事費（ソフトウェア開発等）」、グループ間、部署間の支払いについては「同一代表者・役員が含まれている事業者、みなし同一法人内の事業者、資本関係がある事業者への支払」、「同一企業の部署間の支払」として、本補助金では補助対象外としております。</p> <p>製作に必要な部品等の購入は、「汎用性があり、目的外使用になり得るもの購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く）」に該当しますので、補助対象外経費になります。</p>	
16	事業に関するホームページの開設・運用・保守等の費用は補助対象でしょうか。	<p>ホームページの開設・運用・保守等の経費：専ら補助事業に使用するものであれば対象、他事業と共に用する場合は補助対象外です。</p> <p>ただし、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。</p>	
17	補助の該当事業発展に伴う採用費(人材紹介会社へ支払う手数料報酬)は補助対象でしょうか。	採用費は外注費「補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費」に該当しません。また、採用は事業者側でも直接雇用等が可能であり、人材紹介会社を使う場合は代行とみなされ対象外となります。	
18	フォークリフト、天吊りクレーン、コンプレッサー等は補助対象となりますか。	<p>以下に該当する場合は、補助対象外となります。交付申請時に見積や用途を確認し、補助対象となるか判断させて頂きます。当該経費の分類に関する詳細については、税理士等にご確認ください。</p> <p>自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く）の購入費・修理費・車検費用</p>	

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
19	生産機械の導入を複数台検討しております。海外から購入する機械設備でも対象でしょうか。また、海外からの運搬にかかる費用なども対象となりますでしょうか。	事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応の規模の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものが対象となるため、海外から購入する設備であっても対象となります。 ただし、専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費であることが要件となります。また、運搬費につきましても一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費は対象となります。	
20	ソフトウェアを導入する際、要件定義・開発等フェーズごとに契約（発注）を行う場合、補助事業期間内に発注・支払いを行った部分については補助対象となりますか。 また、システムの稼働が補助期間外でも補助事業期間内に支払った部分は補助対象となりますか。	原則として、補助事業の完了とは、発注・納入・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。 対象のソフトウェアについて、補助事業期間後にも開発等が残っており稼働できない場合は、補助対象外となります。	
21	公募要領に記載の建物費について、「単価 100 万円（税抜き）以上のもの」とありますが、見積書では大項目・中項目・小項目と細分化されています。全体価格が単価100万円（税抜き）以上であれば対象という認識でよろしいでしょうか。	原則、事業者様の税法上の資産計上方法に基づき、資産項目ごとに区分いただきます。その上で、各建物費が100万(税抜き)以上であれば補助対象となります。	
22	「機械装置費」に含めて申請していた機械を購入する際、申請時点で想定していたものから変更（上位機種・最新機種等）することは可能でしょうか。	機械の機種等を変更することは可能です。ただし、本事業の計画を達成するものであり、投資下限額（総額10億円以上の設備投資、単価100万円以上）の要件を満たしている必要があります。なお、交付決定額は、補助金交付候補者の採択決定時点の補助金申請額を上回ることはできませんので注意ください。	
23	門扉やフェンスは対象外となるようですが、場内のアスファルト舗装費（コンテナ置き場、車両待機場）や場内雨水排水施設は補助対象経費に含んでもよろしいでしょうか。	アスファルト舗装費や場内雨水排水施設が構築物に該当する場合には、経費対象外となります。また、建物に該当する場合には補助対象経費となり得ます。資産がどの区分の減価償却資産に該当するかは、税理士等の専門家にお問い合わせください。	
24	工場を建設するにあたり、一般管理費と現場管理費は補助対象となるのでしょうか。	一般管理費と現場管理費については補助対象外となります。	
25	他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の適用を受ける設備との併用は不可とありますが、補助対象外の経費が上記適用を受けている場合も併用不可という認識で合っていますか。	他の国の補助金や優遇税制の適用を受ける設備等が、本事業の補助対象外経費であれば、併用は可能です。	
26	自治体の補助金との併用は可能でしょうか。	自治体からの補助金と本補助金の併用は可能です。ただし、同一施設・設備に対して国からの補助金の二重受給は出来ません。	
27	補助対象の設備に対して、政府系金融機関（日本政策金融公庫、または日本政策投資銀行）からの融資を受けることは可能でしょうか。	同一設備に対し、日本政策金融公庫・日本政策投資銀行の融資と、補助金を併用した申請は可です。詳細については日本政策金融公庫、日本政策投資銀行にそれぞれお問合せください。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(4) 申請手続き・提出書類・審査について			
1	申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということはありますか。	申請の早いものから優位的に採択されることはなく、申請締切日以降に全申請を同列で扱い、審査いたします。 ただし締切間際には非常に多くの申請が予想されます。電子申請の手続きには数時間をお時間を要しますので、十分な余裕を持って申請手続きを実施してください。	
2	申請書類の提出が〆切に間に合わない場合、〆切後の提出は認められますか。	いかなる理由があっても、〆切後の申請は受理できません。全ての書類を揃えた上で、期日までにご提出ください。	
3	jGrantsの操作方法が知りたいです。	操作方法につきましては、マニュアルにて確認することができます。 下記URLの画面上部の「申請の流れ」ページから、「事業者クリックマニュアル」をご参照ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow	
4	1次・2次公募で使用した様式を再度3次公募で使用しても良いでしょうか	3次公募においては、1次・2次公募の様式を使用することは認められておりません。必ず2次公募用の最新の様式をご使用ください。最新の様式でないと、審査ができないことがあります。	
5	2次審査（プレゼンテーション審査）への参加者について、制限はありますか。	・プレゼンテーションは申請企業の経営者（代表取締役社長・会長等の代表権を持たれている方 1名）より行っていただきます（必須）。 ※コンソーシアムの場合、幹事企業の経営者（1名）にプレゼンテーションを行っていただきます。 ・経営者以外に、質疑応答にて補助される方についても2名まで同席可能です。 ※コンソーシアムの場合、プレゼンテーションを行う幹事企業の経営者の参加を必須とし、残りの2名については、幹事企業またはコンソーシアム参加者（幹事企業の経営者以外の方を含む）より、任意で同席可能です。 ※「金融機関による確認書」を出した申請者については、上記3名の他に、当該金融機関の担当者（1名）の同席が可能であり、同席した場合には審査で加点します。 ※申請者企業、コンソーシアム参加者及び金融機関担当者（「金融機関による確認書」を出した場合のみ）以外のプレゼンテーション審査への同席は認められません（外部コンサルティング会社等）。	
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
1	中堅・中小企業が、子会社の中堅・中小企業とコンソーシアムを組んで補助金を申請することは可能でしょうか。	親会社と子会社による共同申請（コンソーシアム形式）での申請は可能です。公募要領「（参考4）共同申請（コンソーシアム形式での申請）について」に記載の要件をご参照の上、申請してください。 ただし、補助事業期間に経費が発生しない事業者をコンソーシアム形式に含めることは出来ません。	
2	親会社Aは、子会社Bの議決権を51%有しています。この場合、親会社、子会社それぞれでの申請は認められないと思いますが、両者とも申請する場合はどのようにすれば良いでしょうか。	議決権の50%超を有する子会社が存在する場合（複数存在する場合を含む。）、親会社と全ての子会社は同一法人とみなしきずれか1社のみでの申請しか認められず、別々に申請することはできません。この場合、共同申請（コンソーシアム形式）での申請をご検討ください。	
3	共同申請（コンソーシアム形式）での申請の場合の補助上限額は、コンソーシアム全体として50億円か、もしくは1者につき50億円となりますか。	コンソーシアムを1者と考え、上限50億円とします。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
1	共同申請（コンソーシアム形式での申請）について、公募要領に 「※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることはできますが、大企業は補助対象外となります。」と記載があります。 上記のケース等で複数のコンソーシアムに入ることは可能でしょうか。	大企業は補助金を受給をしないため、複数のコンソーシアムに参加することは可能です。 なお、大企業についても投資と貸上げが必須となります。 また、目標とする年平均上昇率と最終年度の1人当たり給与支給総額（目標水準）を交付決定後に事務局のホームページに公表いたします。	
2	共同申請（コンソーシアム形式での申請）について、公募要領に 「※コンソーシアムには補助事業において投資を行う事業者のみ参加が可能です。事業の運営のみを行い、補助事業期間において事業に要する経費が発生しない事業者（幹事企業を含む。）は、コンソーシアムに含めることはできません。」と記載がありますが、「外注費」や「専門家経費」のみの投資でも共同申請に参加できますでしょうか。	こちらの「投資」につきましては、補助事業の要件と同様に、「外注費・専門家経費を除く」建設費、機械装置費、ソフトウェア費における補助対象経費分の投資が必要となります。	
3	補助事業者が倒産した場合、リース会社はどう対応すれば良いでしょうか。	所有権がリース会社にある期間において補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を支給していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行っていただくこととなります。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を返金いただくこととなります。	
4	事業者の希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年1回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることは可能でしょうか。	ファイナンス・リース取引に該当すれば、事業者の希望により、リース料を年1回払い又は不均等払い（遅増・遅減）とすることは認められます。 ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず12か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。	
5	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社から事業者に一括して支払うことは可能でしょうか。	リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金を事業者に対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載したことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むことになります。	
6	サプライヤーが買取保証（※）を付したリース取引も対象となりますか。（※）ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤーの買取保証の有無は問いません。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
7	リース債権の譲渡は可能でしょうか。	共同申請したリース会社が他のリース会社へリース料の債権譲渡をすることは禁止します。	
8	リース期間と耐用年数期間と仮定すると、耐用年数の異なる物件が複数ある場合、耐用年数をどのように考えれば良いでしょうか。	<p>補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間と処分制限期間でないといけません。</p> <p>処分制限期間の詳細については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（法定耐用年数）をご参照下さい。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</p>	
9	リース期間と耐用年数期間と仮定すると、耐用年数の異なる物件が複数ある場合、耐用年数をどのように考えれば良いでしょうか。	<p>補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間と処分制限期間でないといけません。</p> <p>処分制限期間の詳細については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（法定耐用年数）をご参照下さい。</p> <p>https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015</p>	
(6) 交付申請～補助金の支払いについて			
1	実地検査はいつ実施しますか。	本補助事業の適正な遂行のために必要である場合は、事務局は現地調査等を行う場合があります。その際、関連書類の提出を求める場合があります。また、補助事業終了後、予告なく実地検査を実施する場合がありますので、いずれもご協力をいただきますようお願いします。	
2	採択されてからどのくらいで交付申請を出せばよいのでしょうか。	採択者事業者様により交付申請を頂き、事務局にて交付申請者に対し交付決定します。スケジュール等詳細については、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途ご案内いたします。	
3	補助金の交付決定はいつ頃になりますか。	補助金交付候補者として採択された後、補助対象経費を精査していただき、補	
4	補助金はいつ支払われますか。	支払うべき補助金額の確定後、30日以内に支払われます。（概算払いにおいても同様です。）	
5	補助金はどのように受け取れますか。	指定口座への銀行振り込みとなります。	
6	補助金の概算払いは可能ですか。	原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。詳細は採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途ご案内いたします。	
7	中堅・中小成長投資補助金で取得した資産について、圧縮記帳を適用することは可能でしょうか。	本事業のうち、固定資産の取得等に充てるための補助金については、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。法人税法第42条及び所得税法第42条の規定の適用に関しては、税理士等の専門家にご相談いただき、適切な税務処理をお願いします。	
8	現在の見通しでは、2次公募の交付決定はいつ頃になりそうでしょうか。	<p>2次公募の採択決定は9月中下旬頃を予定しており、その後、交付申請をもって交付決定となります。</p> <p>交付決定についてはスケジュールが確定次第、採択事業者様へ周知致します。</p>	